

パブリックコメント表

<p>案件名</p>	<p>むつ市空き家等の適正管理に関する条例（案）</p>
<p>条 項</p>	<p>第1条</p>
<p>意見のある項目</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、空き家等の<u>管理の適正化</u>を図ることにより、<u>倒壊等の事故</u>、<u>犯罪</u>、<u>火災等</u>を未然に防止し、<u>市民の安全で安心な暮らしに寄与</u>することを目的とする。</p>
<p>意見内容</p>	<p>○意見 1. 句読点の振り直しを校正作業の中で検討して欲しい。 2. 本条例の位置付けの内容文を追加して欲しい。 法律の体系は、(1)自治統制編、(2)秩序の維持管理編、(3)行動規範に関するペナルティ編等に大きく分けることができる。法律は完璧なものなのかというフレーズがあるが、最高法規ではなく最低法規だという人もいる。法律で決めきれないケースは条例で取り扱っていくしかないと考えます。条例原文は定型化（パターン化）されたものが多く、読み手としては明解のように思えるが説明不足の感を脱しきれない。また、適正管理は本条例の項目にあるためトーンを揃えたらどうか。</p> <p>○修正案 （目的と位置付） 第1条 この条例は、空き家等の<u>適正管理化</u>を図ることにより<u>倒壊等の事故</u>、<u>犯罪</u>、<u>火災等</u>を未然に防止し、<u>市民の安全で安心な暮らしに寄与</u>することを目的とする。<u>また、本条例の位置付けは法律と異なり強い規制権限を持つものではない。（理念及び目標を明示し、それを実現するための措置が盛り込まれている）</u></p>
<p>対応</p>	<p>○御意見のありました句読点については、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。（以下、同様の御意見のありました条項についても同様です。）</p> <p>○条例の「位置付け」について 条例における目的の規定は、制定の目的を簡潔に表現し明らかにするもので、本条例案の場合、直接の目的とその達成手段を定めておりますので、御意見のありました「位置付け」については、特段規定する必要はないものと考えております。</p>

パブリックコメント表

<p>案件名</p>	<p>むつ市空き家等の適正管理に関する条例（案）</p>
<p>条 項</p>	<p>第2条</p>
<p>意見のある項目</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 危険な状態 建物等が老朽化もしくは台風等の自然災害により倒壊するおそれがある状態もしくは建築材等の飛散による危険な状態又は不特定者の侵入による火災もしくは犯罪が誘発されるおそれのある状態をいう。 (3) （略）</p>
<p>意見内容</p>	<p>○意見 1. 句読点の振り直しを校正作業の中で検討して欲しい。 2. 条文表現や単語・熟語の表記は校正作業の中で検討して欲しい。 ① 広義→定義→意義。語源の流れから見ると限定した文言の意味を文章化作業の中で選択している。実務に繋げていく場面を考えると更に内容を開いた表現が理解しやすいと考えます。 ② 建物やその他工作物に架かる外圧の種類はいろいろある。外圧に対して拮抗する内圧が維持できないと建築物は崩壊する。強風、暴風雨、台風、豪雪等は自然現象の中では、異常気象の中に入れていたのではないかと。できれば括った言い回しとなるが自然災害でよいのではないかと。 ○修正案 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の取扱いは、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 危険な状態 建物等が老朽化もしくは自然災害等により倒壊する恐れがある状態、もしくは建築材等の飛散による危険な状態、又は不特定者の侵入による火災もしくは犯罪が誘発される恐れのある状態をいう。 (3) （略）</p>
<p>対応</p>	<p>○「用語の意義」→「用語の取扱い」について 法令用語上、条例等の慣用的な表記ですので、「用語の意義」を用いています。 ○「おそれ」→「恐れ」について 法令用語上の表記では、漢字を用いる場合と平仮名を用いる場合を次のように定めていますので、本条例案では「おそれ」を用いています。 ・漢字表記の例：敵に恐れをなす ・平仮名表記の例：大雨のおそれがある ○御意見のありました他の部分については、法令用語上の表記と照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント表

<p>案件名</p>	<p>むつ市空き家等の適正管理に関する条例（案）</p>
<p>条 項</p>	<p>第3条</p>
<p>意見のある項目</p>	<p>（空き家等の適正管理） 第3条 所有者等は、所有等に係る空き家等が危険な状態にならないように、自らの責任において当該空き家等を管理しなければならない。</p>
<p>意見内容</p>	<p>○意見 1. 句読点の振り直しを校正作業の中で検討して欲しい。 2. 条文の言い回しや文言の表記は校正作業の中で検討して欲しい。 所有者、管理者（占有者）があるのは当然と考えますが、現実には連絡がつかないケースもあり、権利義務を放棄しているのではないかと。 また、条例(案)の概要説明では当該空き家等→<u>その空き家等</u>と言っている。トーンを揃える必要があると思います。</p> <p>○修正案 （空き家等の適正管理） 第3条 所有者等は、所有等に係る空き家等が危険な状態に<u>放置しないために、自らの責任において、その空き家等を管理</u>しなければならない。</p>
<p>対 応</p>	<p>○「ならないように、」→「放置しないために、」 本条例案の意図するところは、空き家等を危険な状態のまま放っておくことを防止するものではなく、そもそも危険な状態にしないよう適正な管理を所有者等に求めるものですので、本条例案のとおりとします。</p> <p>○「当該空き家等」→「その空き家等」について 条例案の概要説明では、条文を理解していただくために、わかりやすい表記として「その空き家等」を用いたもので、条例上の表記としては「当該空き家等」が適切な表記であると考えております。（以下、同様の御意見のありました条項についても同様です。）</p> <p>○御意見のありました他の部分については、法令用語上の表記と照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント表

<p>案件名</p>	<p>むつ市空き家等の適正管理に関する条例（案）</p>						
<p>条 項</p>	<p>第4条</p>						
<p>意見のある項目</p>	<p>（情報の提供） 第4条 市の区域内に居住する者又は市の区域内に事務所もしくは事業所を置く者は、危険な状態である空き家等があると<u>認めるときは、速やかに</u>市にその情報を提供するものとする。</p>						
<p>意見内容</p>	<p>○意見 1. 条文の言い回しや文言の表記について校正作業の中で検討して欲しい。所有者、管理者（占有者）が認めるとは「見た目での感覚」、判断は「内容の確認が入る」と考えたい。さらに情報提供のレベルでの「速やかに」とは、</p> <table border="1" data-bbox="363 1003 1270 1173"> <tr> <td>対応レベル</td> <td>緊急対応</td> <td>即対応</td> </tr> <tr> <td>所要日数</td> <td>1日～2日以内</td> <td>3日～7日以内</td> </tr> </table> <p>要は情報を提供してくれるのか問題意識が湧く。事態が発覚したら遅滞なく連絡してもらうことでよいのではないかと考えたい。</p> <p>○修正案 （情報の提供） 第4条 市の区域内に居住する者又は市の区域内に事務所もしくは事業所を置く者は、危険な状態である空き家等があると<u>判断した場合、遅滞なく</u>市にその情報を提供するものとする。</p>	対応レベル	緊急対応	即対応	所要日数	1日～2日以内	3日～7日以内
対応レベル	緊急対応	即対応					
所要日数	1日～2日以内	3日～7日以内					
<p>対応</p>	<p>○「速やかに」→「遅滞なく」について 法令用語上、「速やかに」は、訓辞的な意味を持たせてできる限り早く行わなければならない意味を表し、「遅滞なく」は、正当な理由ないし合理的な理由がない限り直ちに行わなければならないという意味を表すことから、本条例案では「速やかに」が適切な表記であると考えております。</p> <p>○御意見のありました他の部分については、法令用語上の表記と照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>						

パブリックコメント表

<p>案件名</p>	<p>むつ市空き家等の適正管理に関する条例（案）</p>
<p>条 項</p>	<p>第5条</p>
<p>意見のある項目</p>	<p>（空き家等の調査） 第5条 市長は、必要に応じ、空き家等の有無を調査するものとする。 2 市長は、前条の規定による情報の提供があったとき又は第3条に規定する<u>適正な管理が行われていないと認めるときは</u>、速やかに当該空き家等の状況、所有者等<u>その他の必要な事項の調査を行うものとする。</u></p>
<p>意見内容</p>	<p>○意見 1. 条文の整理統合 条文は1. と2. とに分けているが、1つに纏めたらどうか。 調査の目的とは何か。ある特定の事柄を調べるために調査項目が決まってしまう。最終的には報告様式（フォーマット）に記入し報告される。 所有者、管理者（占有者）に対しては調査立入の通告をしないケースを想定しなければならないが、第5条文に盛り込んだらどうかと考えます。 （警察官の立合いがあればかのうではないか） 2. 文言の言い回しや表記は校正作業の中で検討して欲しい。</p> <p>○修正案 （空き家等の調査立入） 第5条 市長は、必要に応じ、空き家等の有無を調査立入ができるものとする。<u>また、市長は、前条の規定による情報の提供があったとき又は第3条に規定する適正管理が行われていないと判断したときは、速やかにその空き家等の状況、所有者等その他必要な事項の調査も行うものとする。</u></p>
<p>対 応</p>	<p>○条文の整理統合について 第1項では、市の自発的・能動的な調査を規定しており、第2項では、市民からの情報提供等による受動的な調査を規定していることから、区別して規定することが適当であると考えております。 また、第5条で規定している調査は、原則的に外観上の調査を想定しており、緊急を要する場合等には、第10条で規定している警察等の関係機関と連携を図り、立会や初動的な処置等を要請し対応することとしておりますので、本条例案のとおりとします。</p> <p>○御意見のありました他の部分については、法令用語上の表記と照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント表

<p>案件名</p>	<p>むつ市空き家等の適正管理に関する条例（案）</p>
<p>条 項</p>	<p>第6条</p>
<p>意見のある項目</p>	<p>（指導又は助言） 第6条 市長は、前条の調査により空き家等が危険な状態にあると認めるときは、<u>当該所有者等</u>に対し、必要な<u>措置について</u>指導又は助言を行うことができる。</p>
<p>意見内容</p>	<p>○意見 1. 文言の言い回しや表記は校正作業の中で検討して欲しい。</p> <p>○修正案 （指導又は助言） 第6条 市長は、前条の調査により空き家等が危険な状態にあると判断したときは、<u>その所有者等</u>に対し、必要な<u>措置についての</u>指導又は助言を行うことができるものとする。</p>
<p>対応</p>	<p>○御意見のありました部分については、法令用語上の表記と照らし合わせて、校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント表

<p>案件名</p>	<p>むつ市空き家等の適正管理に関する条例（案）</p>
<p>条 項</p>	<p>第7条</p>
<p>意見のある項目</p>	<p>（勧告） 第7条 市長は、前条の指導又は助言を行ったにもかかわらず、なお空き家等が危険な状態にあるときは、当該所有者等に対し、適正な管理に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>
<p>意見内容</p>	<p>○意見 1. 文言の言い回しや表記は校正作業の中で検討して欲しい。</p> <p>○修正案 （勧告） 第7条 市長は、前条の指導又は助言を行ったにもかかわらず、なお空き家等が危険な状態にあるときは<u>その所有者</u>に対し、<u>適正管理</u>に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>
<p>対応</p>	<p>○御意見のありました部分については、法令用語上の表記と照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント表

案件名	むつ市空き家等の適正管理に関する条例（案）
条 項	第8条
意見のある項目	<p>（命令）</p> <p>第8条 市長は、前条の規定による勧告に応じない所有者等に対し、期限を定めて適正な管理に必要な措置を講ずるよう命令することができる。</p>
意見内容	<p>○意見</p> <p>1. 文言の言い回しや表記は校正作業の中で検討して欲しい。 事務手続きの運行の流れに承認決定ルールがある。緊急手配は口頭承認が先行し事務手続きは事後承認となるケースがある。承認の処理形態は機械処理か持ち回りによる手作業を選択することになる。 条文にある命令は指示が含まれていると考えたい。表現は開いた方がよいと考えます。</p> <p>○修正案 （命令）</p> <p>第8条 市長は、前条の規定による勧告に応じない所有者等に対し、期限を定めて<u>適正管理に必要な措置を講ずるよう、文書や口頭による命令をすることができるものとする。</u></p>
対応	<p>○命令等の方法については、各種様式等を定める規則に委任することとなりますので、本条例案のとおりとします。</p> <p>○御意見のありました他の部分については、法令用語上の表記と照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント表

<p>案件名</p>	<p>むつ市空き家等の適正管理に関する条例（案）</p>
<p>条 項</p>	<p>第9条</p>
<p>意見の ある 項目</p>	<p>（公表） 第9条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、<u>当該所有者等が</u>正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。 (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） (2) 命令の対象となった空き家等の所在地 (3) 命令の内容 (4) その他市長が必要と認める事項 2 市長は、前項の規定により公表するときは、あらかじめ<u>当該所有者等に</u>意見を述べる機会を与えなければならない。</p>
<p>意見 内 容</p>	<p>○意見 1. どこに公表するのか、条文の中では判断ができない。 2. 表記は校正作業の中で検討して欲しい。 ○修正案 意見1 公表場所を条例文の中に入れたいが、挿入箇所を見付けられない。 意見2 （公表） 第9条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、<u>その所有者等が</u>正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。 (1)～(4) （略） 2 市長は、前項の規定により公表するときは、あらかじめ<u>その所有者等に</u>意見を述べる機会を与えなければならない。</p>
<p>対 応</p>	<p>○公表の方法等については、市の掲示板やホームページ等を予定していますが、これについては、各種様式等を定める規則に委任することとなりますので、本条例案のとおりとします。 ○御意見のありました他の部分については、法令用語上の表記と照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント表

案件名	むつ市空き家等の適正管理に関する条例（案）
条 項	条例案全般
意見のある項目	「措置と管理」について
意見内容	<p>○意見（要望）</p> <p>1. 過料という罰則規定を持たない本条例となっている。本条例制定に至る経緯、条例の理念や目標及び実現するための措置等の条例を策定した説明文を作って欲しい。</p> <p>2. 公表される所有者（占有者）や管理者に係わるデータは情報公開制度では、どう扱われるのか。市は情報提供により事務管理を実施すると思うが、住宅地図（電子データ化）がオンライン業務端末に導入されているのであれば、地図情報を入力することで「紙ベースによる管理」は省力化できると意見したい。（紙ベースによるボックスファイリングでは紙資源が減らない。）</p>
対応	<p>○意見（要望） 1 について</p> <p>本条例は、危険な状態にある空き家等の所有者や管理者等に限定したものではなく、広く市民等を対象とした社会生活に深い関係のある条例であることから市政だよりや市ホームページ等を活用して、条例制定に至る経緯や趣旨及び内容等を周知すべきものと考えております。</p> <p>○意見（要望） 2 について</p> <p>公表された所有者及び建築物の所在等の情報の内容については、情報公開制度の対象となります。</p> <p>また、空き家等の情報データの管理については、御意見を参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメント表

案件名	むつ市空き家等の適正管理に関する条例（案）
条 項	条例案全般
意見のある項目	本条例に盛り込まれた「勧告の措置」について
意見内容	<p>○意見（要望）</p> <p>最悪なことを想定すると行政処分の「勧告の措置」を受けても、所有者や管理者に対応する能力があるのだろうかと問題意識が湧いてくる。</p> <p>しかし、危険な状態がいつまでも放置され続けられるのでは、問題解決の糸口を見出すことはできない。</p> <p>危険な空き家等は危険標識板の設置や隔離する防護措置による一次的な対応措置が考えられるが、市は予算計上していないのが現状。所有者や管理者には粘り強く交渉して欲しい。</p> <p>又、地区住民等（町内会・自治会）と市による協働活動のなかで、積極的に働きかけていくことを要望したい。</p>
対応	<p>○意見（要望）について</p> <p>現在、強風等により建築材の飛散等のおそれがある空き家等への対応として、緊急を要する場合には消防機関と連携して飛散防止等の応急対策を行っております。</p> <p>空き家等に関する対策を推進するためには、近隣住民や町内会等の協力が不可欠であると考えておりますので、より一層連携を深めるとともに、様々な理由により解体等の措置を進めることができない所有者等に対しては、今後とも粘り強く対応していきたいと考えております。</p>